

引越荷物運送保険特別約款

(保険金を支払う損害)

第1条 当社は、保険の目的である引越荷物（以下「荷物」といいます。）についてすべての偶然的な事故によって生じた損害に対して保険金を支払います。

(保険金を支払わない損害)

第2条 当社は、運送保険普通保険約款第3条、第4条および第5条に定める事由によって生じた損害のほか、次の損害に対しては保険金を支払いません。

(1) 庭石、灯ろうの破損

ただし、これらの損害が火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた場合を除きます。

(対象外貨物)

第3条 次の荷物について生じた損害に対しては保険金を支払いません。

(1) 貨紙幣・有価証券類

(2) 商品および営業用什器・備品

(3) 携行する荷物

(4) 生動物

(5) 植物（植木、盆栽を含みます）

(6) 自動車、オートバイ（原付自転車を除く）、モーターボートおよびこれに準ずるもの

(保険価額)

第4条 保険価額は、この保険契約を締結する時の発送地における荷物の総時価額（総市価）とします。

2 荷物について1点または1組の品名および保険金額が分割して記載されているときは、分割して記載された品名に対応する時価（市価）を保険価額とします。

(当社の責任の始期と終期)

第5条 当社の責任は、発送地において引越に伴う作業が開始した時に始まり、通常の輸送過程を経て、仕向地において引越に伴う作業が終了した時に終わります。

2 荷物が仕向地における運送業者指定の保管場所で一時保管される場合は、保管場所搬入の日の翌日の午前零時から起算して7日間をもって限度とします。

(保険金の支払い)

第6条 当社が保険金として支払う額は、1回の保険事故ごとに保険金額を限度として、保険金額の荷物の総時価額（総市価）に対する割合で支払います。

2 荷物に損害が生じて修繕または手直しができる場合は、修繕または手直しの実費を支払います。ただし、この場合にも前項の規定を適用します。